

組合員の皆様へ

稲敷農業協同組合

代表理事組合長 根本 作左衛門

「事業復活支援金」登録確認機関への登録について（ご案内）

日頃より、当JAの事業運営にご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

国は、経済対策として、別添チラシの「事業復活支援金」（所轄：経済産業省 中小企業庁）を創設し、令和3年11月から令和4年3月までで選択する月が基準（過去実績）期間と比較し、売上高で30%以上、下落した農業者を含む中小事業者等の支援を決定しました。

事業復活支援金の申請には、JA等の登録確認機関での事前確認が求められており、この度、当JAも登録確認機関として登録しました。

【事前確認期間】 令和4年3月8日（火）～5月20日（金）（当農協の確認期間となります）

【登録確認窓口】 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事前のお電話で事前確認日の調整をいたします。また当日の必要書類等についてもご案内いたします。

営農経済部 販売企画課 （担当：太田、酒寄） 電話 029-892-6647

東部支店 営農支援課 （担当：杉田、林） 電話 0299-78-2141

中部支店 営農支援課 （担当：黒田、奈良） 電話 029-892-6645

西部支店 営農支援課 （担当：浅野、関川） 電話 0297-87-7101

※ 当農協では申請関係（仮登録・申請等）のフォーム操作等を行えません。
必ず下記「事務局 HP」で仮登録（申請 ID 発番）をしてから、ご連絡ください。

【連絡受付可能 平日（9：00～16：00）

曜日・時間】 ※事前確認の曜日・時間についてはご連絡いただいた際に設定いたします。

※ 当農協は、「登録確認機関」となりますので、「事業復活支援金の内容」・「給付対象」・「申請関係等」についての問い合わせは下記『事業復活支援金事務局』の相談窓口へお願いいたします。

事業復活支援金（ホームページ <https://jigyou-fukkatsu.go.jp/>）

※詳細は事務局 HP をご確認ください。

※申請が困難な場合等は、申請サポート会場をご利用ください。（事務局 HP 参照）

問い合わせ窓口についても以下の通り開設されております。

事業復活支援金事務局 申請者専用 相談窓口 TEL. 0120-789-140（携帯電話可）

IP 電話等からの問い合わせ TEL. 03-6834-7593（通話料がかかります）

8：30～19：00（土日、祝日含む全日対応）

中小法人・個人事業者のための

事業復活支援金

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

申請期間

2022年1月31日(月)～5月31日(火)

給付対象

①と②を満たす 中小法人・個人事業者が給付対象 となり得ます。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ② 2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

※計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金等は、各月の事業収入から除きます。ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額を、対象月の事業収入に加えます(給付額の算定においても同じ)。

給付額

中小法人等 上限最大250万円 個人事業者等 上限最大50万円 を支給します。

給付額 基準期間※1の売上高－対象月の売上高×5か月分

※1 2018年11月～2019年3月／2019年11月～2020年3月／2020年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)

給付上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高※2 1億円以下	年間売上高※2 1億円超～5億円以下	年間売上高※2 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※2 基準月を含む事業年度の年間売上高

以下に当てはまる方は申請が簡単です。是非ご活用ください。

一時支援金または月次支援金を受給された方

事前確認が不要！ 提出書類が少ない！
過去の申請情報を活用可能！

登録確認機関と「継続支援関係」に当たる方

事前確認を簡略化！ 提出書類が少ない！
▶ 詳細は裏面をご覧ください

新型コロナウイルス感染症の影響

以下のいずれかによる影響を受けて売上減少している方が対象です。

- ① 国や地方自治体による、自社への休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請
※個人消費の機会の減少につながるもの
- ② 国や地方自治体による要請以外で、コロナ禍を理由として顧客・取引先が行う休業・時短営業やイベント等の延期・中止
- ③ 消費者の外出・移動の自粛や、新しい生活様式への移行
- ④ 海外の都市封鎖その他のコロナ関連規制
- ⑤ コロナ関連の渡航制限等による海外渡航者や訪日渡航者の減少
- ⑥ 顧客・取引先が①～⑤、⑦～⑨のいずれかの影響を受けたこと
- ⑦ コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限
- ⑧ 国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請
※業務上不可欠な取引や商談機会の制約につながるもの
- ⑨ 国や地方自治体による就業に関するコロナ対策の要請

上記に記載されたいずれかの新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことについて、その裏付けとなる書類の追加提出を求める場合があります。

新型コロナウイルス感染症の影響とは関係のない以下の場合には給付対象とはなりません

- 実際に売上が減少したわけではないにも関わらず、通常事業収入を得られない時期(事業活動に季節性があるケース(例：夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外など)を対象月とすることにより、算定上の売上が減少している場合は給付対象外です。
- 売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により売上が減少している場合は給付対象外です。
- 要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮、商材の変更、法人成り又は事業承継の直後などで単に営業日数が少ないこと等により売上が減少している場合は給付対象外です。

誤って申請することのないよう、よくご確認ください。

相談窓口

電話番号のお掛け間違いが発生しております。お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようお願い申し上げます。

0120-789-140

(携帯電話からもつながります)

※お電話は大変混み合うことが予想されますので、ホームページもご活用ください。

IP電話専用回線 03-6834-7593

受付時間 8:30-19:00 (土日・祝日含む全日)

ホームページ



事業復活支援金 検索

<https://jigyoku-fukkatsu.go.jp/>

不正受給は犯罪です！

